

注意

刈った草は用水路に流さないでください

圃市民課(市役所1階) ☎88 - 8104

雪が解け、これから本格的に田植えのシーズンになります。

田んぼの管理には草刈りが欠かせませんが、刈った草が水路に流れると、水路の機能が十分に発揮されず下流の耕作者や住民に迷惑をかけてしまいます。

また、大雨時には水害の原因にもなりかねません。

農地の草刈りをする際は、下流の地域の皆さんに配慮し、地域の皆さんが、気持ちよく水路を活用できるよう、お互い思いやりの気持ちをお願いします。



草刈りマナー!

●水田や用水路に草を落とさない

●水路に落ちてしまったら作業後に拾い上げる

草の処分方法

- 草についた土はしっかり落とす
- 草をしっかり乾燥させる
- ※草を入れたごみ袋を一晚開けばなしにするだけでもOK (水分で燃えにくくなってしまったり、湿っているとごみ袋にたくさん入りません)
- 勝山市指定のごみ袋に入れて、ごみステーションに出す
- ※1家庭1日3袋、1袋10kgまで
- ※野焼きや不法投棄は犯罪です。絶対にやめてください

犯罪被害者等支援条例の施行

圃総務課(市役所2階) ☎88 - 1116

犯罪被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族(犯罪被害者等)への支援施策の基本となる事項を定める「犯罪被害者等支援条例」が施行されました。

犯罪被害に遭われた方は、犯罪による負傷や窃盗などの直接的な被害だけでなく、心身の不調や医療費の負担、失職・転職などによる経済的困窮などの二次的被害にも苦しめられます。

この条例では、犯罪被害に遭われた方の支援を、適切に途切れることなく行うことを基本理念として掲げています。

『犯罪被害者等見舞金』

条例の施行に伴い、「犯罪被害者等見舞金」の給付制度が始まりました。詳細は市ホームページをご覧ください。



詳細はこちら

ホンデリング・プロジェクトに

ご協力を 圃総務課(市役所2階) ☎88 - 1116

ホンデリング・プロジェクトとは、寄贈された書籍の売却代金を犯罪被害者等への支援活動に役立てるという取り組みです。

勝山市でも犯罪被害者等支援の一環として、市役所2階総務課前の廊下に回収箱を設置し、寄贈を行っています。

「犯罪被害者等支援条例」の施行に伴い、本年度から書籍の回収場所を増やします。設置施設の窓口に書籍をお持ちください。

〒各まちづくり会館
各コミュニティセンター
※個人出版の本など、寄贈の対象にならないものがあります。ご注意ください



国保

就職・退職・進学したら国民健康保険の手続きを

圃市民課(市役所1階) ☎88 - 8102

次に該当する場合は、必要書類を持参のうえ、市役所で国民健康保険の手続きをお願いします。

国保に加入(退職した場合など)

- 資格喪失連絡票(会社などの健康保険を喪失したことを証明するもの)
- 本人確認のできるもの(マイナンバーカードや運転免許証など)

進学で他市区町村へ住民票を異動

- 在学証明書(令和7年4月以降のもの)
- 現在お持ちの国民健康保険証等

※修学終了後は遠隔地被保険者証等を返却し、住民登録のある市区町村で国保に加入してください
※進学や退学により学生である期間が変更となる場合は、有効期間を変更する手続きが必要です

【注意】勝山市国保の資格がなくなったにもかかわらず、国保の保険証等で医療機関を受診してしまうと、医療費の給付分を勝山市に返還いただく場合があります。

国保を脱退(就職した場合など)

- 新しい職場の資格確認書等(保険を切り替える方全員分)
- 現在お持ちの国民健康保険証または資格確認書(保険を切り替える方全員分)
- 本人確認のできるもの(マイナンバーカードや運転免許証など)



※職場が本人に代わって国保脱退の手続きを行うことはありません
電子申請による脱退手続きはこちら

マイナンバーカードを保険証として利用している場合

加入・脱退に関する手続きは必要です。手続きすると登録されている情報も変更されます。

マイナ保険証を使ってみませんか?

マイナ保険証を医療機関等で利用することで、オンラインで保険の資格が確認できます。



利用登録や利用方法は
こちら

年金

国民年金保険料は前納(まとめて前払い)がお得!

圃市民課(市役所1階) ☎88 - 8102

【令和7年度の国民年金保険料▶月額1万7,510円】
保険料は、前納(まとめて前払い)すると割引があります。

現金(納付書)での前納

6か月分(4月分~9月分)、1年分、2年分の納付期限は4月末日です。

また、任意の月から当年度(または翌年度)の3月分まで前納することも可能です。(申込必要)

国民年金保険料の納付書は、4月上旬に日本年

金機構より発送されます。金融機関等またはコンビニエンスストア、電子(キャッシュレス)決済でお支払いください。ただし、納付額が30万円を超える場合、コンビニエンスストア、電子決済での納付はできませんので、金融機関等で納付ください。

※口座振替・クレジットカード納付による令和7年4月分からの前納(6か月分・1年分・2年分)の新規申込みは令和7年2月末日で終了しました

現金(納付書)での前納割引額

	1か月分(通常)	6ヵ月前納	1年前納	2年前納
前納での納付額	1万7,510円	10万4,210円	20万6,390円	40万9,490円
割引額	-	850円	3,730円	1万5,670円

※令和8年度の保険料額は、月額1万7,920円(予定)です